

神奈川県社会的養育推進計画

(令和2年度～令和11年度)

(素案 たたき台)

令和2年3月策定

令和7年3月改定

目次

1	はじめに	・ ・ ・ ●
	（１）計画改定の趣旨	・ ・ ・ ●
	（２）計画の位置付け	・ ・ ・ ●
	（３）計画期間	・ ・ ・ ●
	（４）対象地域	・ ・ ・ ●
	（参考）用語の説明・定義	・ ・ ・ ●
2	本県の子どもを取り巻く状況	・ ・ ・ ●
	（１）少子化の進行	・ ・ ・ ●
	（２）子どもと家庭を取り巻く状況	・ ・ ・ ●
	（３）県所管域の社会的養護の状況	・ ・ ・ ●
3	社会的養育の体制整備の基本方向と全体像	・ ・ ・ ●
	（１）基本方向	・ ・ ・ ●
	（２）全体像	・ ・ ・ ●
4	前期計画の取組結果	・ ・ ・ ●
	（１）子どもの権利擁護の推進	
	（２）子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進	
	（３）家庭と同様の環境における養育の推進	
	（４）代替養育を経験した子どもの自立支援の推進	
5	代替養育の需要量と供給量	・ ・ ・ ●
	（１）現況	・ ・ ・ ●
	（２）代替養育を必要とする子ども数（需要量）	・ ・ ・ ●
	ア 国の考え方	
	イ 本県の考え方と算出方法	
	（３）里親等の供給量	・ ・ ・ ●
	ア 里親等委託率の目標値	
	（ア）国の考え方	
	（イ）本県の考え方	
	a 前回計画策定後の実績	
	b 目標値	
	イ 里親等の供給量（里親登録数）及び里親等への委託子ども数の見込み	
	（４）乳児院・児童養護施設等の供給量	・ ・ ・ ●

ア 乳児院・児童養護施設

(ア) 施設で養育が必要な子ども数の見込み

(イ) 乳児院・児童養護施設の供給量

イ 児童自立支援施設・児童心理治療施設

6 取組みの方向（4つの柱）

・・・●

(1) 子どもの権利擁護の推進

(2) 子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進

(3) 家庭と同様の環境における養育の推進

(4) 社会的養護経験者等の自立支援の推進

7 具体的な取組み

・・・●

(1) 子どもの権利擁護の推進

・・・●

ア 子どもの意思形成と意見表明のための支援

イ 子どもの意見を聴き、代弁する支援

ウ 子どもの権利擁護に係る環境整備

エ 子どもへの虐待の禁止の徹底

(2) 子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進

・・・●

ア 児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化

イ 子どもの権利が守られ適切なケアを提供する一時保護

ウ 市町村の子ども家庭相談体制の強化に向けた支援

エ 乳児院における子ども家庭支援の新たな展開

オ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み

(3) 家庭と同様の環境における養育の推進

・・・●

ア 子どものパーマネンシーを保障する支援体制の構築

イ 里親等への委託の推進

ウ 児童養護施設等の高機能化等

エ 障害児入所施設における支援

(4) 社会的養護経験者等の自立支援の推進

・・・●

ア 社会的養護経験者等の自立支援ニーズの把握と支援

イ 成人期へつなぐ子どもの自立支援の推進

8 計画の進捗管理・評価

・・・●

1 はじめに

(1) 計画改定の趣旨

県ではこれまで、「社会的養護の課題と将来像」（平成 23 年 7 月）、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（平成 24 年 11 月）を踏まえ、児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護を推進する計画として「神奈川県家庭的養護推進計画」（平成 27 年 3 月）を策定し、平成 27（2015）年度から平成 41（2029）年度までの 15 年計画として、5 年ごとの重点的な取組みを定めて取り組んできました。

その後、平成 28 年の「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）」において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先の原則が明記されました。この理念のもと示された「新しい社会的養育ビジョン」（平成 29 年 8 月）を踏まえ、社会的養育を必要とするすべての子どもの権利を保障し、自立支援を進め、子どもの最善の利益を実現していくために、『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（平成 30 年 7 月 厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、新たな項目を加え、令和 2 年 3 月に令和 2 年度から令和 11 年度を計画期間とする「神奈川県社会的養育推進計画」を策定し取り組んできました。

今回、

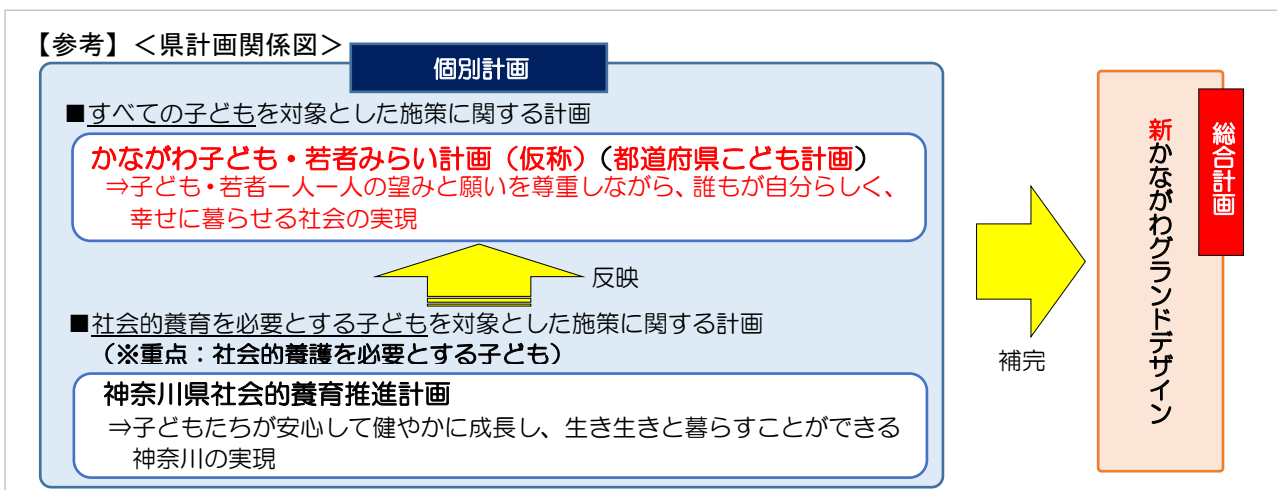
今回計画改定の経緯を補足

本計画は、児童福祉法第一踏まえ、すべての子どもの権利を守ることを前提に、特に、社会的養護を必要とする子どもを心身ともに健やかに育成するための施策を重点的に示し、子どもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川の実現を目指します。

(2) 計画の位置付け

県の総合計画である「新かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画とします。

また、子どもの健全育成等を目的とし、すべての子どもを対象とした施策に関する計画である「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」の中に本計画の内容を反映しているほか、~~「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」にも関連する施策を位置付けています。~~



さらに、本計画の目指す姿である、子どもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川の実現は、SDGs（※）の理念や目標の一部を共有するものであり、17 ページ以降に記載する「4つの柱」の推進に取り組むことにより、持続可能な神奈川の実現を図り、SDGs の目標達成にも役割を果たしていきます。

【参考】＜SDGs（世界を変えるための 17 の目標）＞



（※囲みは本計画に関連する目標）

※ SDGs（エスディージーズ）：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

平成 27（2015）年 9 月の国連において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」。先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、2030 年を期限として、貧困、健康と福祉、教育など、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットから成る。

（３）計画期間

令和 2（2020）年度から令和 11（2029）年度までの 10 年間とします。

また、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までを前期、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までを後期とし、前期末に進捗状況を検証のうえ、後期計画を見直しました。

（４）対象地域

政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）及び児童相談所設置市（横須賀市）（以下、「政令指定都市等」という。）を除く県所管域とします。

ただし、県全体として取組みを進める必要があることから、政令指定都市等と連携・調整して計画の実現を目指します。

（参考）用語の説明・定義

◆ 社会的養育

社会的養育とは、社会が子どもの養育に対して保護者（家庭）とともに責任を持ち、家庭を支援することです。対象は全ての子どもで、家庭で暮らす子どもから代替養育を受けている子ども、その胎生期から自立までが対象となります。

◆ 社会的養護

子どもの成長発達の保障のために、保護者への養育支援や子どもへの直接的な支援を届けることが必要であると行政機関が判断して、子どもに確実に支援を届けるサービス形態のことです。

- 例）・児童相談所の在宅指導措置（児童福祉法第27条第1項第2号）
・里親・施設等への措置（児童福祉法第27条第1号第3号）
・一時保護（児童福祉法第33条）
・自立援助ホーム、障害児施設（保護者と施設の契約によるもの）やショートステイ、母子生活支援施設への入所

◆ 代替養育

実親から分離された子どもに提供される養育で、一時保護を含みます。

◆ 里親等委託率

乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームへの措置・委託児童の合計に対する里親及びファミリーホーム委託児童数の割合を言います。

◆ フォスタリング業務

里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における子ども等への支援に至るまでの一連の業務です。

◆ パーマネンシー保障

本計画においては、子ども自身がずっとともにいてくれると感じる信頼できる大人との、途切れないつながりを土台として、子どもが成長していくことを実現することを指しています。

◆ 自立

本計画においては、心理的身体的に安全で安心な居場所が確保できていて、他の人とつながりながら自らの意思決定に基づき、社会の中で暮らすことを指しています。

2 本県の子どもを取り巻く状況

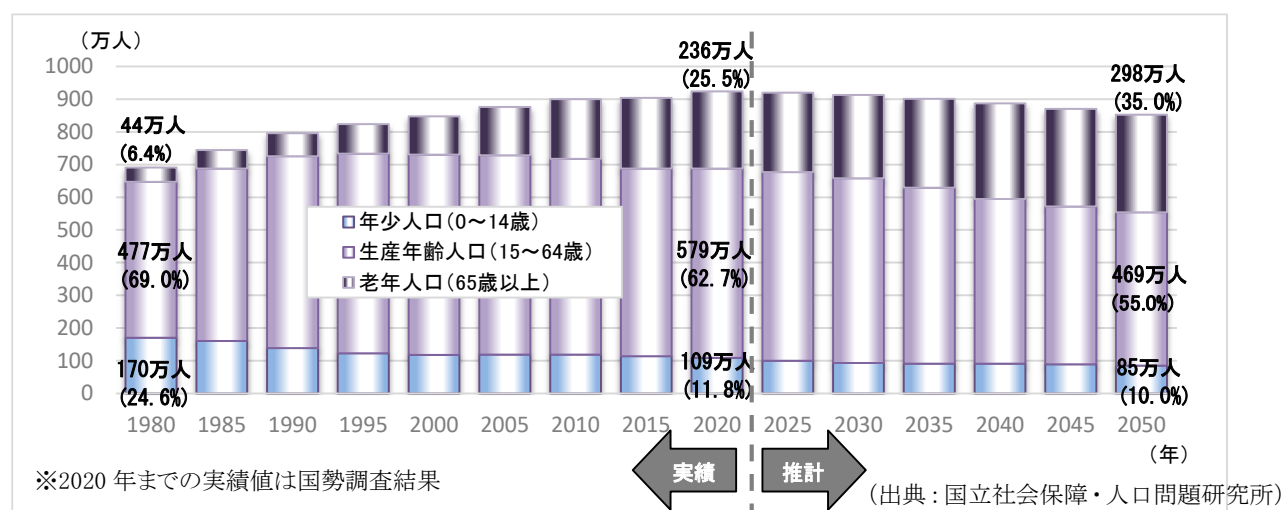
(1) 少子化の進行

本県の0～14歳の年少人口は、減少傾向が続いており、1980年の約170万人に対し、2015年は約114万人となっています。将来人口推計では、2040年には約96万人に、2065年には約81万人に減少すると見込まれています。（図表1）

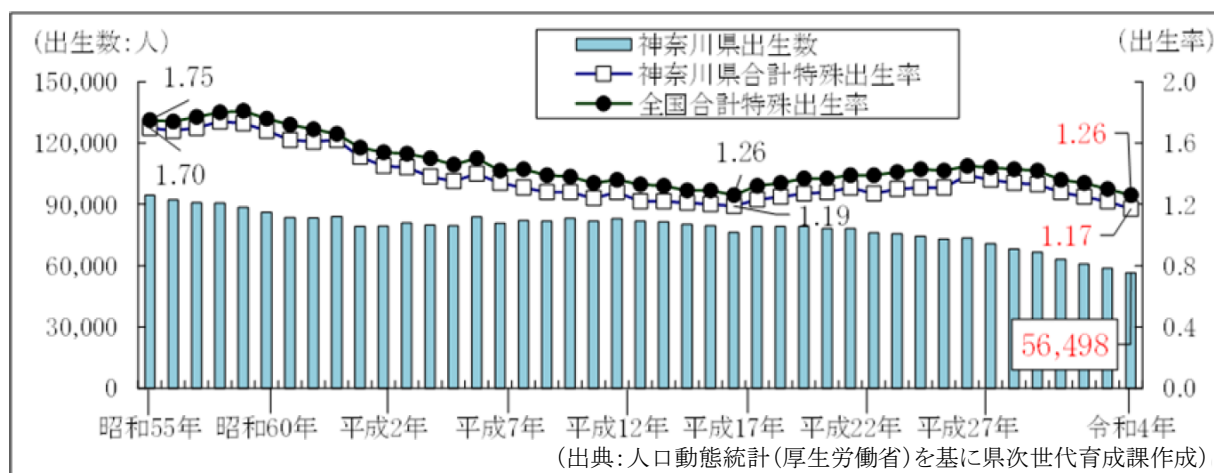
また、出生数は、1980年の約9.4万人と減少傾向が続いていますが、合計特殊出生率は、2005年に1.26と人口置換水準（2.07）に近づいていますが、2018年は1.33と、依然として人口が長期で安定的に維持される人口置換水準（2.07）を大幅に下回っています。（図表2）

時点更新

■図表1：県の年齢3区分別の人口推計（中位推計）



■図表2：出生数、合計特殊出生率の推移（全国、神奈川県）

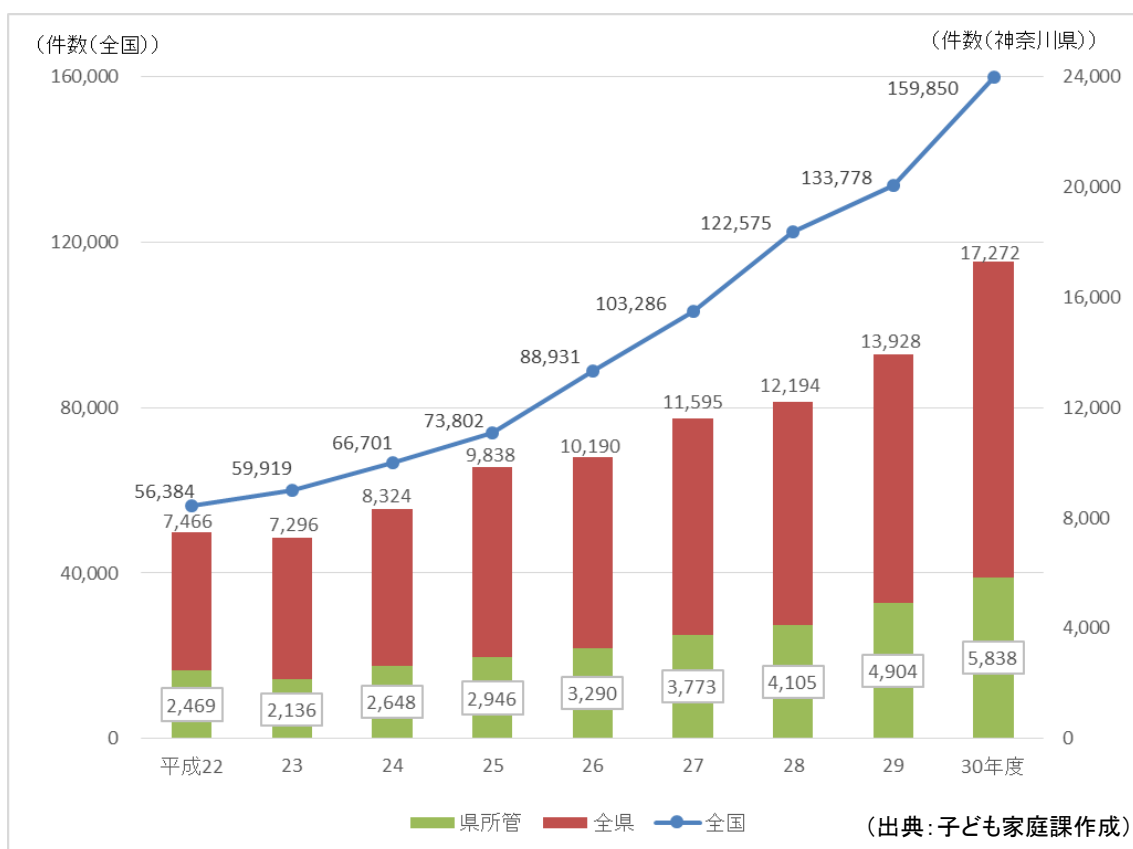


(2) 子どもと家庭を取り巻く状況

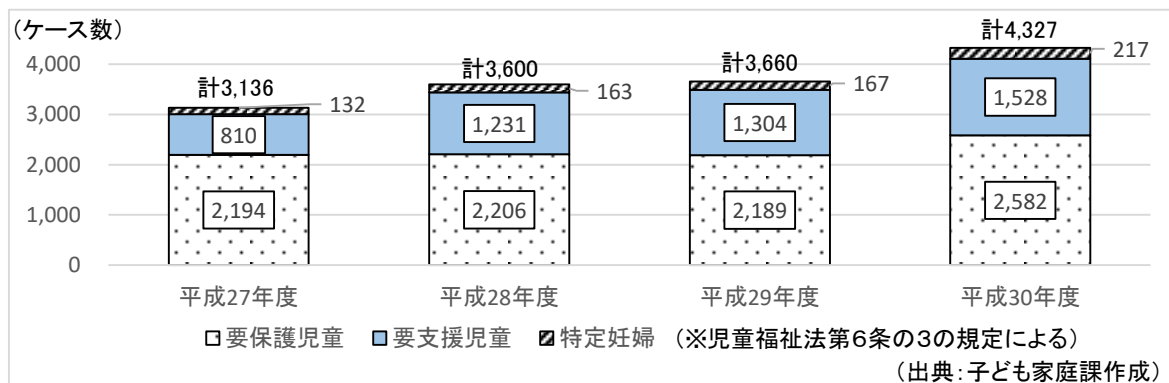
少子化が進行する一方で、児童相談所における虐待相談対応件数は増加傾向にあります。平成30（2018）年度の県所管域の対応件数は5,838件と過去最高を記録し、県全体及び全国でも過去最高の件数となりました。（図表3）この背景には、**時点更新** 家族形態の多様化や地域のつながりの希薄化、貧困の連鎖や経済格差等により、子育て環境が厳しくなっており、子育て家庭が抱える問題も多様化、す。一方、児童虐待に対する社会的認知の高まりや、警察からの通言件数の増加という側面も挙げられます。

また、県所管市町村の要保護児童対策地域協議会で対応しているケース数も増加傾向にあり、様々な支援を必要とする子どもが増えていると考えられます。（図表4）

■図表3：児童相談所における児童虐待に関する対応件数の推移（全国、神奈川県（全県、県所管））



■図表4：県所管市町村の要保護児童対策地域協議会で対応しているケース数

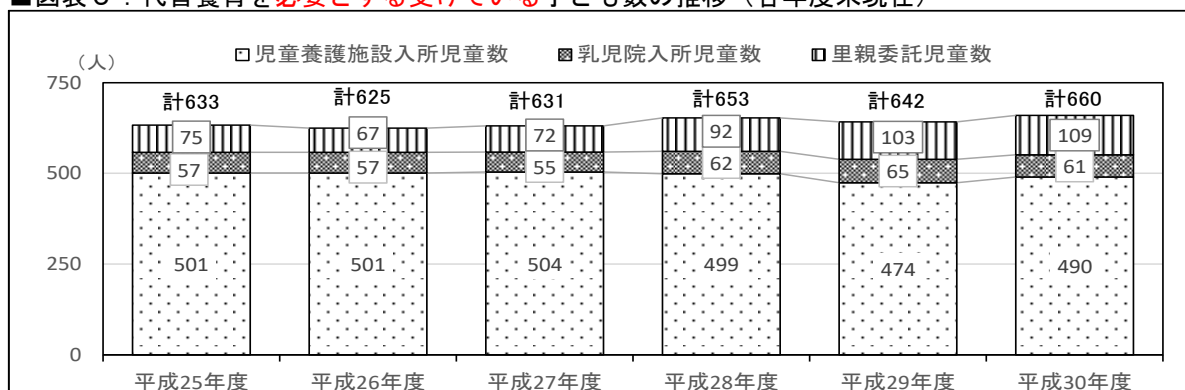


(3) 県所管域の社会的養護の状況

本県における各年度末時点の乳児院、児童養護施設及び里親家庭で代替養育を必要とする子ども数は、近年、650 人前後でほぼ横ばいで推移しています。(図表 5) このうち、里親及びファミリーホームに委託している子ども数は増加傾向にあり、平成 30 (2018) 年度は 16.5% となっています。(図表 6)

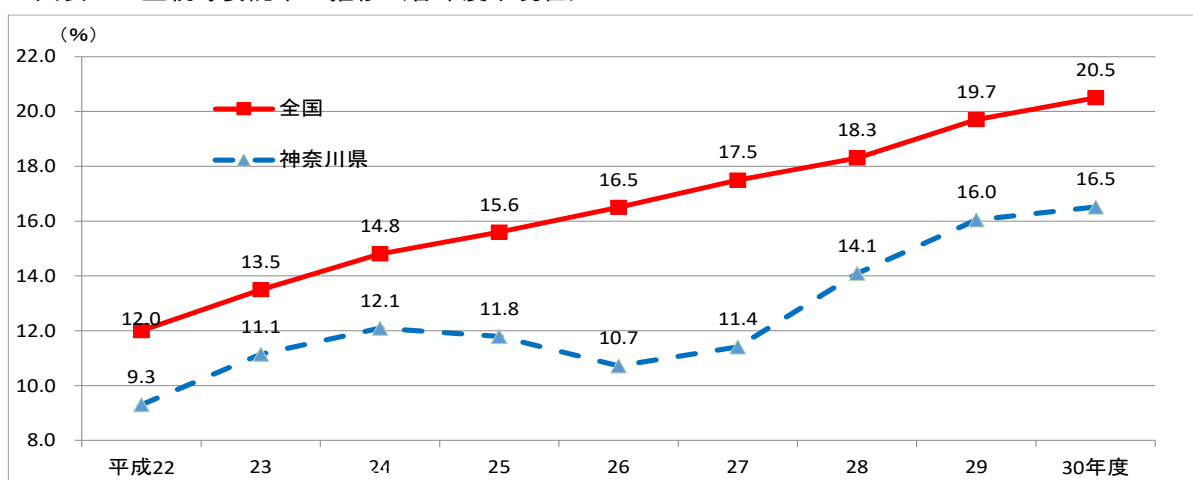
代替養育を必要とする子どもが、児童相談所の一時保護所や、施設や里親等に委託により一時保護される子どもの数は増加傾向にあります。(図表 7)

■図表 5：代替養育を必要とする受けている子ども数の推移（各年度末現在）



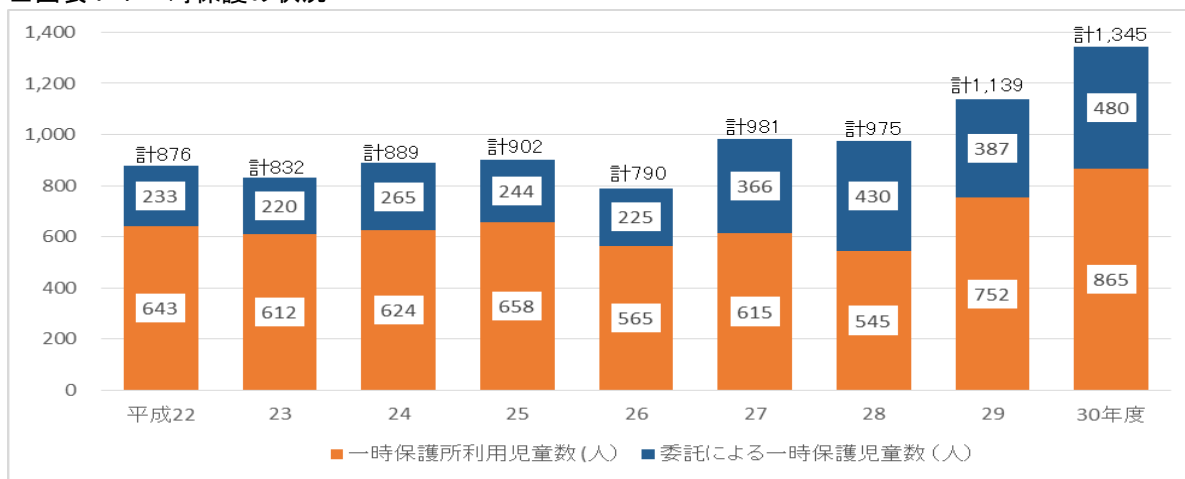
(出典：子ども家庭課作成)

■図表 6：里親等委託率の推移（各年度末現在）



(出典：子ども家庭課作成)

■図表 7：一時保護の状況



(出典：子ども家庭課作成)

3 社会的養育の体制整備の基本方向と全体像

(1) 基本方向

平成 28（2016）年の「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）」で明確化された「子どもの権利保障」と子どもの「家庭養育優先原則」を念頭に置きながら、神奈川県におけるこれまでの家庭への養育支援や代替養育・自立支援の取組みを踏まえ、今後、社会的養育体制の充実を図り、子どもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川の実現を目指します。

また、子どもが権利の主体であるという理念を、当事者である子どもと、その保護者や養育者がしっかりと意識し、子どもを中心として、子どもの意見が尊重され、子どもの最善の利益が実現できるような取組みを進めていきます。

なお、本計画は、「家庭養育優先原則」を前提に、代替養育を必要とする子どもの里親等への委託を進めることを柱の一つとしていますが、里親等における養育と施設における養育にはそれぞれの良さがあり、どのような養育環境が適するかは個々の子どもによって異なります。最も重要なのは、子どもの最善の利益を実現する観点から、子ども一人ひとりに合った養育環境を提供し、子ども自身がずっとともにいてくれると感じる信頼できる大人との、途切れないつながりを土台として、子どもが成長していくことを実現することであり、本計画の推進に当たっては、このことをすべての取組みに共通する最優先事項とします。

(2) 全体像

社会的養育の体制整備に当たっては、子どもや家庭のニーズや実態を把握し、子どもの安全の確保や適切な保護、その他の支援を行う児童相談所や市町村の子ども家庭相談などの支援体制を強化するとともに、学校、警察、医療等の関係機関と連携した家庭への養育支援及び代替養育を必要とする子どもへの支援を推進します。

児童相談所においては、体制及び専門性を強化するため、平成 28（2016）年以降の児童福祉法等の改正内容を踏まえ、人材の確保・育成、多様な専門職や機関との連携を進めていきます。

また、県と市町村が連携し、市町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援により、できるだけ子どもが家庭や地域とのつながりを維持しながら生活できるよう、重層的な支援を進めます。

代替養育を必要とする子どもへの支援においては、子どもが安心でき、保護者や養育者との温かく安定した関係の中で愛着関係を育み、個々の発達課題に向き合いながら、その子らしく成長し、自立できるように支援していくことが必要です。

この子どもへの支援は、「家庭と同様の養育環境」とされる里親やファミリーホームへの委託での養育を積極的に検討することとします。また、~~子どものパーマネンシー保障（永続的解決）として~~養子縁組等の検討対象となる子どもについては、十分なアセスメントやマッチングを行い、子どもの最善の利益につながるかどうかを慎重に検討しながら進めます。

代替養育において、家庭養育優先の原則を実現するためには、里親を増やすことや、包括的な里親養育を支援する体制を整えていくことが必要です。里親養育を推進していくため、里親のリ

クルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後の支援までのフォスタリング業務を行う体制を、児童相談所のほか、社会福祉法人等と連携した取組みにより強化・推進していきます。

「家庭と同様の養育環境」では養育困難な専門的ケアを必要とする子どもなど、施設での養育が必要な子どもに対して、子どもの個別ニーズに配慮しながら「できる限り良好な家庭的環境」を提供できるよう、小規模グループケアを進めていきます。また、子どもが社会生活を地域との関係の中で学べるよう、施設において地域とのつながりが十分確保された養育を提供できるように取り組んでいきます。なお、医療や心理的ケアを必要とする子どもについては、多様な専門職によるケアが受けられるような体制を整えていきます。

国においては、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組みを進める方向性を示しています。神奈川県では、各施設が安定的な運営ができるような支援を行い、さらに施設機能を強化するため、社会的養育ビジョン等の趣旨を踏まえつつ、県内の各施設の養育理念や特色を生かして、施設での養育体制の整備を進めていきます。また、市町村を通じて各地域の実情を把握し、地域で生活する子どもや家庭の支援ニーズにも施設機能を生かす取組みを検討していきます。

さらに、ケアニーズが非常に高い子どもについては、その抱える課題に応じて、児童自立支援施設、児童心理治療施設、障害児入所施設の活用を進めていきます。

神奈川県では、国の目標を念頭に置きながら、代替養育を必要とする子どもの状態に応じた適切な支援が行えるよう、その受け皿となる里親・施設を確保するとともに、子どもの最善の利益を実現する観点から、個々の子どもに応じた支援の質が保てるような養育環境の確保や取組みを推進します。

代替養育を経験した者の自立支援については、心理的身体的に安全で安心な居場所が確保できていて、他の人とつながりながら自らの意思決定に基づき、社会の中で暮らすことができるようになるために、必要な支援体制の整備を図るとともに、施設退所や里親委託終了後に困難を抱えた時に、信頼できる他者に相談できる力を育めるようにしていきます。また、自立援助ホームの確保や、社会的養護自立支援事業などに取り組むことにより、18歳を超えた者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者についても、そのニーズに応じた支援を提供できるようにしていきます。

4 前期計画の取組結果

前期計画の「具体的な取組み」に記載した項目について、前期における取組結果と課題について振り返ります。目標値を設定している里親等委託関連の評価項目については、目標の達成見込み、達成・未達成（見込み）の要因についても検討します。

柱1 子どもの権利擁護の推進

ア 子どもの意思形成と意見表明のための支援

<取組状況>

●子どもの権利理解と意見表明の促進

- ・令和4年度中に子どもの権利ノートを見直し、令和5年度から新しい権利ノートを活用しています。
- ・令和2年度から子どもの意見表明支援事業で施設等を訪問し、個別に意見形成、意見表明、代弁等を支援しています。

◇ 子どもの意見表明支援事業の実施状況

	R2 第1回	R2 第2回※1	R3※2	R4※2	R5	R6
訪問施設数	6	6	6	6		
里親訪問数	0	0	0	1 ※3		
参加児童数(延べ)	58	54	51	41		
参加児童数(実)	46	49	51	41		

※1 新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言発出のため、予定していた施設訪問を令和2年度内に終えられず、令和3年度にかけて実施。

※2 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、回数を減らして実施。

※3 令和4年度の里親家庭への訪問は令和5年3月に実施。

●子ども集会等の開催

- ・児童養護施設や里親家庭で暮らす子どもたちなどが集まって、主題となるテーマについての話し合いや「自分たちの施設でのルール」や「将来について」などの意見交換する、子ども会議（仮称）を県が主催して令和6年度から実施しています。

<現状>

- ・意見表明支援、意見聴取等措置など、権利擁護の取組が充実してきており、支援に本人の意向がより反映されるようになってきています。
- ・一方で、重大な決定の判断の時に突然意見を聞かれても、子どもが自分の意見を述べるのは困難です。
- ・高校生年齢になってから声を上げられるようになり一時保護に繋がる例がありますが、もっと早い時期に声を上げてくれば、よりの確な対応を図ることができます。
- ・また、権利ノートがどれぐらい子どもに伝わっているかがチェックできておらず、説明の方法も標準化されていません。

<課題>

- ・小さい頃から育ちの過程の中で意見を表明するような機会が不足しています。

- ・権利ノートを渡した後、繰り返し説明ができているか、アンケート等により子ども側の受け止めを調査する体制を整備し、子どもの状態に合わせた説明の方法の標準化を図ることが必要です。

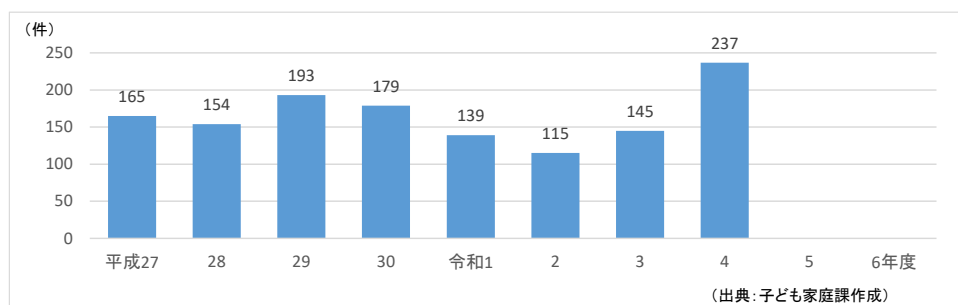
イ 子どもの意見を聴き、代弁する支援

<取組状況>

●子どもの人権相談室事業の強化

- ・子ども専用の電話相談「人権・子どもホットライン」で、毎日9時～20時に電話による相談を受け付け、相談しやすい体制を構築しています。

◇ 人権・子どもホットライン相談件数



- ・令和3年度から児童養護施設等の基幹的職員を対象とした人権研修の一環として、子どもの意見表明支援に関する普及・啓発研修を行っています。

◆ 児童福祉施設の職員を対象とした権利擁護研修の実施状況

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実施回数(回)	5	4	4	5		
参加人数(人)	165	183	277	184		

(出典: 中央児童相談所虐待対策支援課調べ)

●子どもの意見の代弁（アドボカシー）事業の推進

- ・また、令和6年4月から、意見表明等支援事業の総合調整を行う「かながわ子どもの声センター」を設置し、県で養成した「意見表明等支援員」が施設等を訪問して、子ども自身の望みや願いを聞き取り、その内容を支援に反映する取組を始めました。
- ・個別の支援計画の作成に当たっての意見聴取等措置について、令和5年度は、児童相談所がプロジェクトチームを組んで検討を行い、令和6年度意見聴取等に取り組んでいます。

<現状>

- ・意見聴取の前段として職員から子どもへの説明が必要ですが、子どもの立場に立って理解できるような説明となっていない場合があります。
- ・かながわ子どもの声センターの取組みについて、子どもがどのように受け止めているのか把握が必要です。
- ・児童相談所の援助方針会議の前段となる合同ミーティングに子ども本人が入っていなかったり、施設において支援計画策定に子どもが参画する度合いが施設ごとに異なるなど、自らの支援に子ども自身の意見が十分に反映されていない場合があります。

<課題>

- ・意見聴取の取組みや子どもへの説明方法等を児童相談所職員に周知し理解を徹底していく必要があります。
- ・かながわ子どもの声センターの取組みについての子どもの受け止め方を定期的に調査し、事業に反映していくことが必要です。
- ・援助方針や支援計画をつくる際に子ども自身が参画する体制を整える必要があります。

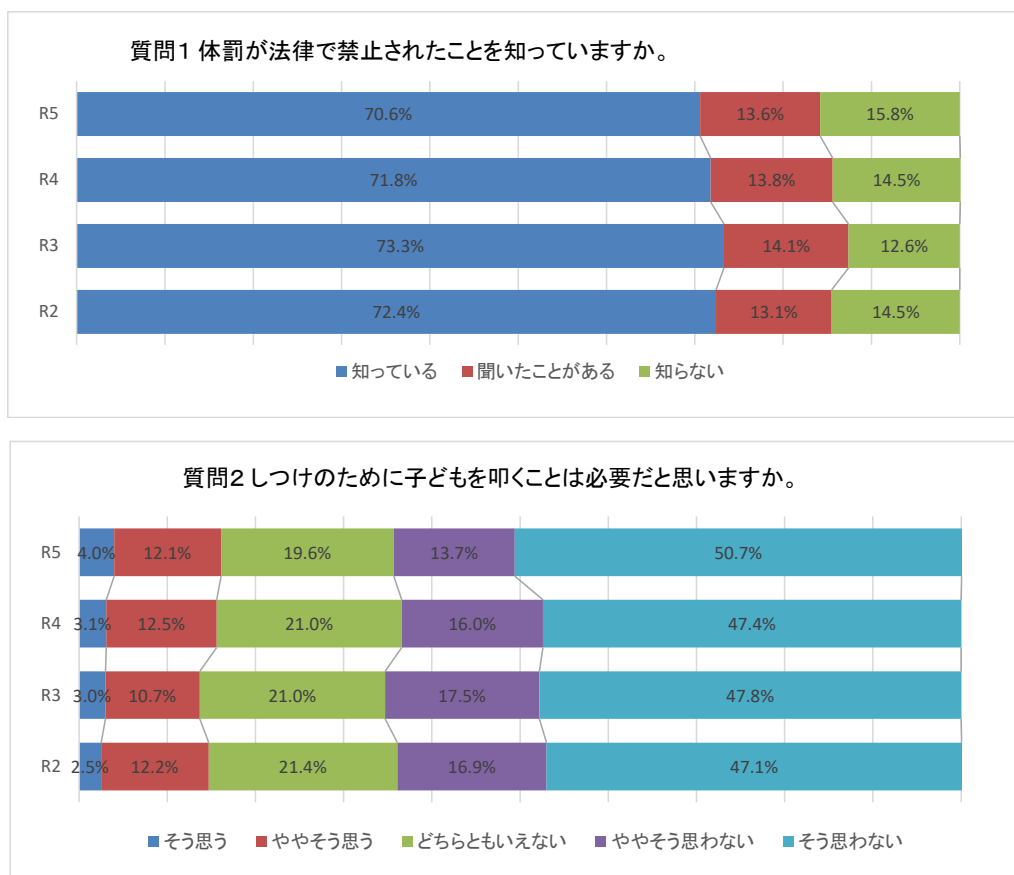
ウ 子どもへの虐待の禁止の徹底

<取組状況>

●体罰禁止及び体罰によらない子育てについての周知啓発

- ・保護者や子ども向けの啓発事業として、リーフレットや動画の作成、研修を実施しました。
- ・体罰に関する意識調査として、アンケート調査を実施。体罰の禁止が法定化されたことの認知度や体罰の容認度などを調査しています。

◇ 体罰防止普及啓発事業の取組



<現状>

- ・体罰が法律で禁止されたことを知っている人が約7割、しつけのために子どもを叩くことが必要だと思わない人が6割強となっています。

<課題>

- ・体罰が法律で禁止されたことを知らない人や、しつけのために子どもを叩くことが必要だと思う人が令和2年から5年にかけて微増しています。

柱2 子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進

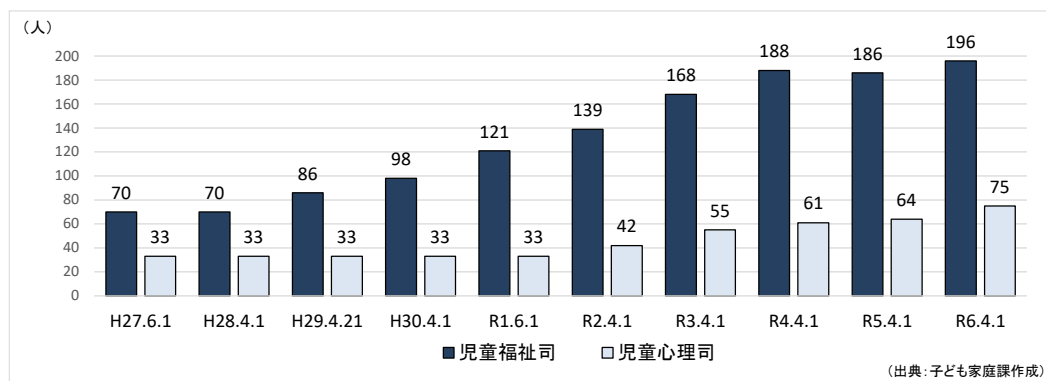
ア 児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化

<取組状況>

●児童虐待事案に迅速・的確に対応できる児童相談所体制の構築

- ・児童相談所の福祉司や心理司の増員を図っています。

◆ 児童福祉司・児童心理司の配置数



◆ 児童相談所職員を対象とした研修の実施状況

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実施回数 (回)	20 (4)	11 (1)	23 (4)	31 (4)		
参加人数 (人)	493 (90)	247 (28)	550 (89)	627 (66)		

※ 「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」の「児童相談所及び市町村職員専門性強化事業」に該当する研修

※ () は、市町村児童相談職員向けに実施した研修

※ R2年度の市町村児童相談職員向け研修は、書面開催

●児童相談所の法的対応を強化するための相談体制の整備

- ・県所管6児童相談所に非常勤弁護士を配置して毎週の援助方針会議に同席、法的対応について助言等を得るとともに、常時、電話等での相談も可能な体制を構築しています。
- ・令和7年6月から施行される一時保護開始時の司法審査に向けて、対応や課題等を整理し、準備しています。

●厚木児童相談所新築工事

- ・令和4年度から供用開始しており、一時保護所の居室の個室化、明るく温かみのある施設環境の整備等を実現しています。

●相談しやすい体制整備による虐待の未然防止と早期発見・対応の推進

- ・子どもや家庭について電話相談を受け付けるとともに、児童虐待相談（通告）を24時間365日いつでも対応できるようにすることによって、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図っています。

◎子ども・家庭 110番 毎日9時～20時

◎全国児童相談所共通ダイヤル 24時間365日

- ・子ども本人や若い世代の保護者など、より幅広い層からの相談を受け入れやすくするため、平成31年2月の試行を経て、令和元年10月に「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開設しました。

◎かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE 月～土 9 時～21 時

●関係機関間のさらなる連携強化

- ・児童虐待を含め、子どもを取り巻く環境が複雑化している状況があり、1つの機関だけで解決を図ることが難しくなっています。子どもや家庭に関わる機関の連携をより一層深め、それぞれの機関ができることを確認し、役割を果たしていく必要があります。

●児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証と再発防止

- ・検証作業で課題とされた事項や、それに基づき得られた提言を元に、支援機関とも共有してきました。今後も取組みに反映させ、再発防止に向けた取組みを継続していきます。

＜現状＞

- ・毎年、児童相談所の福祉司や心理司の増員については図られていますが、経験の浅い職員が増えています。
- ・虐待する家族に対して、児童相談所が指導するというあり方では、親が子どもの権利を守る取組みに当事者として主体的に参画することが難しくなります。

＜課題＞

- ・児童相談所は、職員が異動で変わってしまうため、長期にわたり子どもや家庭の支援を行うに当たっては、十分な引継や他機関との連携が必要です。
- ・経験の浅い職員を指導教育可能な職員が不足しています。また、人材育成のための研修とともに、日常的なOJTの場が確保される必要もあります。
- ・子どもの権利を守る取組みを進めるためには、職員の確保・育成が欠かせませんが、必要な人材が不足しています。
- ・家族に対する児童相談所の支援のあり方について、指導から協働へ重点をおくための専門性の強化が必要です。
- ・相談窓口について夜間利用できないことで使い勝手が悪くなっている可能性があります。

イ 子どもの権利が守られ適切なケアを提供する一時保護

＜取組状況＞

●児童相談所の人材確保・育成

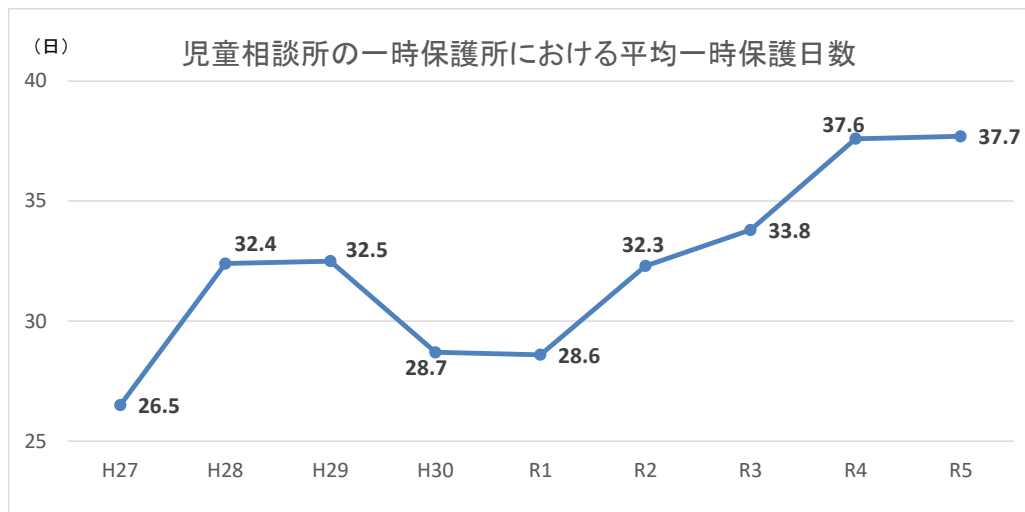
- ・被虐待の影響でトラウマを抱えた子ども、発達障害がある子ども、愛着障害がある子どもなど、一時保護所で様々な課題がある子どもへのケアを行う一時保護所職員や、ソーシャルワークの中心となる児童福祉司を始めとする児童相談所職員への研修を、毎年度実施しています。
- ・児童相談所の所長等をメンバーとする、一時保護所の権利擁護プロジェクトにおいて、国の「一時保護ガイドライン（H30.7.6 通知）」を踏まえ、適切な一時保護の検討を進め、一時保護所マニュアルの見直しを検討しています。

●厚木児童相談所新築工事【再掲】

●子どもの状況に応じた施設や里親等への委託による一時保護の実施

- ・個別のケースの状態を考慮しながら、施設や里親宅への一時保護を実施しています。一方で、一時保護の長期化が課題となっています。

◆ 一時保護の状況



●一時保護所の自己評価及び第三者評価の実施

- ・令和3年度までに県が設けている3か所の一時保護所の第三者評価を試行し、令和6年度から毎年度1か所ずつ第三者評価を実施しています。

●子どもの意見の代弁（アドボカシー）事業の推進【再掲】

<現状>

- ・前期計画の中では一時保護所の定数の適正数の把握がされていません。
- ・虐待に伴う一時保護の割合が高くなり、その他の理由での保護ができなくなっている可能性があります。
- ・一時保護所が定員超過し、保護期間が1年超となる子どももいる状況です。
- ・一時保護に際しての子どもへの説明が、子どもに分かるように行われていない可能性があります。
- ・児童相談所の一時保護所からどこの地域までも通学することは物理的に困難です。

<課題>

- ・一時保護のニーズに応えられるような保護所の定数を算出して必要な数を確保する必要があります。
- ・1年を超えるような長期の一時保護は重大な権利侵害となってしまいます。どうしても長期化してしまう場合、理由と背景を把握することが重要です。
- ・子ども自身が正しい情報を基に判断できるよう十分な説明を行う仕組みを組織として整備していく必要があります。
- ・第三者評価の結果を踏まえ改善を図っていく必要があります。
- ・一時保護所以外で通学が保障できるような一時保護の検討が必要です。

ウ 市町村の子ども家庭相談体制の強化に向けた支援

<取組状況>

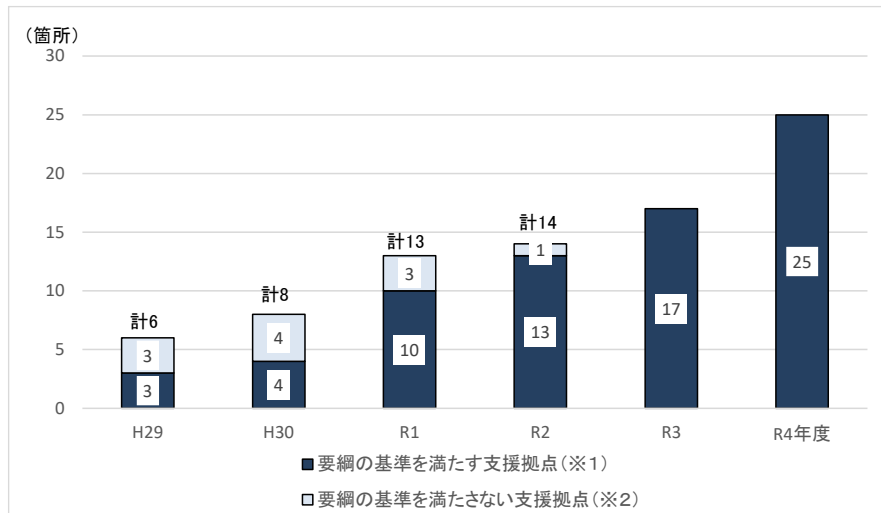
●市町村職員を対象とした専門研修や情報共有の機会の確保

- ・市町村要保護児童対策地域協議会調整担当者等への研修
- ・市町村児童福祉主管課長会議での情報共有

●児童相談所による市町村支援の強化

- ・各児童相談所のスーパーバイザーが管内市町村の要保護児童対策地域協議会をサポートする研修等を実施

◆ 市町村子ども家庭総合支援拠点設置状況



※令和6年度以降こども家庭センターに移行

<現状>

- ・市町村の事業を行っている児童養護施設等も、所在市町村以外の広域的な支援を行うのは難しい状況です。
- ・児童相談所と要対協の会議において、特定妊婦・要保護児童・要支援児童の判断基準のすり合わせは行っていますが、市町村ごとに差があります。
- ・こども家庭センターや地域子育て相談機関の設置については、令和6年度から各市町村で取り組みを始めたところです。
- ・里親を活用したショートステイについて考えた時に、市町村で里親を支援する体制は現状では整っていません。
- ・現在里親への緊急一時保護を行っているケースで、ショートステイでもよいような場合もあります。
- ・一時保護までは至らなくても、一般家庭の方から子どもを一時的に預かることが必要というニーズは、多くの市町村で存在しています。
- ・県と地域が一緒になって里親家庭の養育を支援する体制を構築するには至っていません。

<課題>

- ・各自治体での子育て支援の状況を県が把握しておく必要があります。
- ・市町村がこども家庭センターの事業を進める上では、県からのより多くの支援が必要です。
- ・同じ県内でも、居住地の自治体によって受けられる支援が異なります。
- ・児童養護施設等が所在していない市町村において、近隣の施設との連携のニーズがあるか、どのように実施していくか検討する必要があります。

- ・地域の子ども・家庭（里親家庭を含む）の支援体制を、市町村と連携して構築していく必要があります。
- ・市町村や地域に、里親や社会的養護が必要な児童のことを知ってもらう必要があります。
- ・市町村でのショートステイやトワイライトステイなど、一時保護ではない預かりの事業を整備していく必要があります。
- ・市町村にショートステイの制度がなかったり、費用が掛かるなどの理由により利用しないということもあります。
- ・里親家庭でのショートステイの実施は、一時保護が受けられない里親でも、ショートステイだと受けられるなど、里親の活動の場を増やすきっかけになることも見込まれます。

エ 乳児院における子ども家庭支援の新たな展開

<取組状況>

●老朽化施設の再整備による養育環境の改善

- ・令和4年度末、児童養護施設等施設整備費補助金を交付し、聖園ベビーホームの移転建替えを実施しました。令和5年度から定員を40名から35名に縮小、全室小規模ユニット化（小規模グループケアを2か所から6か所に変更）を図り、より家庭的な環境への整備に努めました。

●乳児院の多機能化等の推進による機能強化

- ・小規模化により、家庭的な体験（職員と入浴や食事をともにする）を積み重ね、早期の家庭復帰や里親委託への移行ができるよう努めています。
- ・令和3年度から国の「里親委託加速化プラン」の採択を受け、民間乳児院2施設に里親支援専門相談員を追加配置（1施設2名体制）しました。1名で実施してきた従来業務の強化（複数名での相談対応・家庭訪問による多面的な支援等）は図られましたが、プラスアルファの取組事項については検討中です。また、満床状態が続いており、従来の乳児院の機能である一時保護・入所機能をフル活用している状況です。
- ・乳児院機能を生かした地域での育児支援として、令和6年10月からドルカスベビーホームにおいて綾瀬市のショートステイ事業を開始しました。

<現状>

- ・乳児院から家庭復帰する子どもも多く、乳児院としては、家庭に戻った子どものアフターケアの充実をしっかりとしたい意向があります。
- ・乳児院でのショートステイを実施することで、ショートステイを行っている自治体の子どもについては、乳児院での一時保護や措置から家庭に復帰した後も、何かあればショートステイで受け入れることもできます。

<課題>

- ・乳児院がいきなり予防的支援に取り組むのではなく、退所した子のアフターケアで地域とのつながりを作っていくことで予防的支援につなげていくというやり方も考えられます。

柱3 家庭と同様の環境における養育の推進

ア 里親等への委託の推進

＜取組状況＞

●フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

- ・令和2年度に中央児相虐待対策支援課、里親担当課長、里親センターひこばえ、子ども家庭課で里親委託推進ロードマップを作成し、フォスタリング業務を4つのステップ（①広報・リクルート、②研修・トレーニング、③マッチング、④委託後の支援）に分け、具体的な取組内容等を整理しました。
- ・里親や里親会の協力について、各地区里親会が里親を対象としたサロンや研修を活発に行い、里親同士でのレスパイト・ケアも実施しています。
- ・県里親会のあり方について、令和3年度以降検討会を開催し、県里親会、中央児相、子ども家庭課にて検討しています。地区里親会の活動が活発化していることもあり、県里親会の役割や事業内容を決めていく必要がありますが、検討に時間を要しています。
- ・児相に配置している里親担当児童福祉司について、所によっては複数名配置をしていますが、人事異動など知識や経験の積み重ねについて課題があります。
- ・市町村の広報誌掲載や里親制度のパンフレット等の配架、各所が里親講座を実施する際に市町村にも協力していただくなどの取組みを行っています。

●乳児院に一時保護委託・措置された乳幼児の里親等委託の重点的推進

- ・援助方針会議等で里親委託を積極的に検討しています。
- ・児童養護施設等入所児童についても里親への措置変更の可能性を検討するとともに、里親への措置変更に当たっての課題をデータから明らかにするため、令和2～4年度に親子支援チームによるヒアリングを活用した「里親への措置変更の可能性を探る調査」を実施しました。
- ・公的保護方向となった際に「里親委託優先原則」を徹底するため、「措置決定に向けたフローチャート」を作成し、令和4年度は公的保護方向を決定したケースを対象にデータ収集、令和5年度は措置先を検討する際に使用して検証しています。

●ファミリーホームの設置促進

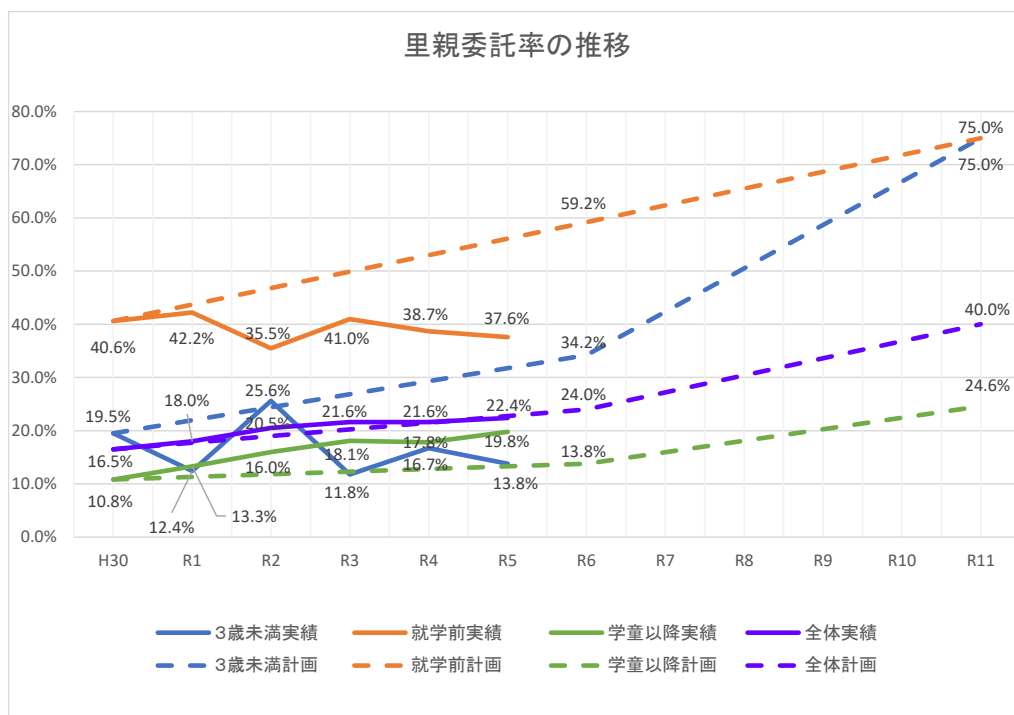
- ・令和6年4月1日に1か所設置したほか、設立相談を数件受けています。

●専門里親の育成

- ・専門里親については、母子愛育会が行っている専門里親更新研修を受講しています。専門里親認定研修は令和4・5年度は受講実績がなく、有資格者のリクルートについては、実施できていません。
- ・里親への研修について、フォスタリングチェンジ・プログラム（FCP）導入に向けて、令和3年度から家庭養育支援センター、里親センターにFCPのファシリテーター養成講座を受講してもらい、令和5年度に支援者向け1回・里親向け2回、里親相談員向け1回のFCP体験会を実施、令和6年度から里親を対象に1日3時間×12回のプログラムを実施しました。

＜目標値の達成状況と達成見込み＞

前期計画では、里親等への委託の推進について目標値を設定していることから、達成状況と達成見込みについて振り返りを行います。



●実績及び目標値（R5 まで実績値、R6 と R11 は目標値）

里親委託率

年齢区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R11
3歳未満	12.4%	25.6%	11.8%	16.7%	13.8%	34.2%	75.0%
就学前	42.2%	35.5%	41.0%	38.7%	37.6%	59.2%	75.0%
学童以降	13.3%	16.0%	18.1%	17.8%	19.8%	13.8%	24.6%
全体	18.0%	20.5%	21.6%	21.6%	22.4%	24.0%	40.0%

里親等への委託子ども数

年齢区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R11
3歳未満	11	20	9	11	9	37	77
就学前	46	39	48	46	44	67	78
学童以降	61	71	80	81	92	70	116
全体	118	130	137	138	145	174	271

施設入所子ども数

年齢区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R11
3歳未満	78	58	67	55	56	69	25
就学前	63	71	69	73	73	45	26
学童以降	398	374	362	374	372	435	354
全体	539	503	498	502	501	549	405

●供給量の推移

里親登録数の実績及び見込み

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R11
里親登録数	241	253	269	304	312	280	360

施設定員（暫定）の実績及び見込み

施設区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R11
乳児院	77	77	77	77	71	71	67
児童養護	845	832	807	782	764	767	636

- ・全体の里親委託率については、ほぼ計画通りに推移しているように見えるものの、年齢別の内訳を見ると、学童期以降を除き、計画を大幅に下回っている状況です。
- ・これまでの状況を踏まえると、改定後の本計画の取組みを進めたとしても3歳未満と就学前の子どもについては、前期計画の目標を達成することは、非常に困難です。
- ・里親登録数は順調に伸びていますが、前期計画で想定していた稼働率の向上は見られず、未委託里親が増えています。
- ・児童養護施設については、暫定定員はすでに令和6年度推計を下回っています。

里親への委託が想定を下回っている要因としては、次のような点が考えられます。

- ・里親委託優先がどのような意義を持ち、なぜ推進しなければいけないのか、何を目指しているのか、組織として現場の職員（里親担当以外の職員も含む）のレベルまで十分に浸透させられていない。
- ・主に児童相談所の職員が里親家庭の支援に当たっているが、日々の養育状況の把握や相談に常時応じるだけの人員配置がないため、里親家庭が増えてくると十分な対応ができなくなってしまう。また、里親家庭支援のためのスキルや知識をつける体制やスーパーバイズ体制が整備できていない。
- ・里親に対する研修体系が確立できていない。
- ・実親から里親委託に対する同意を得ることが難しい。
- ・里親家庭で実親との面会交流を実施できる体制を整えるのが難しい。
- ・乳幼児を里親に委託できる体制（アセスメントを含む）が十分でない。
- ・子どもの課題が大きい場合に、里親が対応できるだけの支援をすることが難しい。
- ・共働きの里親が増えており、特に小さい子については、できるだけ家庭で愛情を持って養育して欲しいというニーズと合致しない場合がある。

柱3イ～柱4まで作成中

5 代替養育の需要量と供給量

現状に基づき、代替養育に関する需要量・供給量等を推計し、どれだけの量の確保が必要かを見込みます。

(1) 現況

令和6年3月1日現在、県が児童福祉法に基づき乳児院及び児童養護施設へ入所措置又は里親へ委託している子ども数は、合計で686人で、その内訳は、乳児院が66人(9.6%)、児童養護施設が472人(68.8%)、里親委託が148人(21.6%)となっています。(図表8)

■図表8：県所管児童相談所が乳児院、児童養護施設及び里親に措置・委託している子ども数（政令指定都市等の施設・里親に措置・委託している子どもを含む）（各年度3月1日現在）

	H30 年度		R1 年度		R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
里親	113	16.1%	123	17.3%	131	19.0%	140	20.2%	135	20.2%	148	21.6%
乳児院	72	10.3%	67	9.4%	55	8.0%	64	9.2%	67	10.0%	66	9.6%
児童養護	516	73.6%	521	73.3%	503	73.0%	488	70.5%	465	69.7%	472	68.8%
計	701	100%	711	100%	689	100%	692	100%	667	100%	686	100%

また、県が所管している乳児院、児童養護施設及び里親の状況は、乳児院が3施設、児童養護施設が14施設、里親登録数が312組で、ファミリーホームが1か所です。

本県の特徴として、政令指定都市等と所管区域を越えて施設入所を行っており、本県所管の児童養護施設に入所している子どもの3割弱は政令指定都市等の措置児童となっています。(図表9)

■図表9：県所管の児童養護施設等に措置・委託されている子ども数（政令指定都市等が県所管施設・里親に措置・委託している子どもを含む）（令和6年3月1日現在）

	乳児院	児童養護施設	里親	合計
施設数・里親登録数	3施設	14施設	324組	—
措置・委託児童数 (うち政令指定都市等の措置・委託児童数)	62人 (0人)	650人 (185人)	153人 (6人)	865人 (191人)

(2) 代替養育を必要とする子ども数（需要量）

計画期間中の各年度における、代替養育を必要とする子ども数の見込み（需要量）を算出します。

ア 国の考え方

国の策定要領では「近年の児童虐待相談対応件数や通告件数の増加等とともに、市区町村のこども家庭センターを中心とした相談支援や家庭支援事業の取組、都道府県の妊産婦等生活援助事業等の予防的支援による家庭維持の見込数のほか、親子関係再構築に向けた支援等による家庭復帰や親族養育等への移行、養子縁組の成立の見込数を踏まえること。併せて、市区町村の要保護児童対策地域協議会で管理しているケースやこども家庭センターのサポートプランの策定対象児童の数等を踏まえた在宅支援ニーズの見込みについても把握に努めること」としています。

イ 本県の考え方と算出方法

前期計画では、現状で代替養育を必要としている子ども数の割合を基に、将来の需要量を推計し、近年の児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえて、潜在的需要についても加味して算出しました。

なお、里親等委託率の対象となる子どもは、乳児院入所児童、児童養護施設入所児童、里親・ファミリーホーム委託児童とされていることから、ここでの需要量には、一時保護及び児童自立支援施設や児童心理治療施設等への入所を必要とする子ども数については含めていません。

具体的な推計方法は以下のとおりです。

$$\begin{array}{l} \text{代替養育を必要とする} \\ \text{子ども数の見込み} \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{子どもの人口} \\ \text{(推計・年齢区分ごと)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{代替養育が} \\ \text{必要となる割合} \\ \hline \end{array} \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{潜在的需要} \\ \text{を含む。} \\ \hline \end{array} \right)$$

○ 子どもの人口（推計・年齢区分ごと）

国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口（H30.3）」を用いて推計しています。なお、年齢区分ごとの内訳は、「神奈川県年齢別人口統計調査結果（H31.1.1現在）」の比率を基に算出しました。

○ 代替養育が必要となる割合

現状で代替養育を必要としている子ども数の割合（H31.3.1時点の施設入所措置・里親委託児童数が県所管の児童人口に占める割合）としました。なお、初期には見えにくい虐待の発見の増加などが予想されるため、前期末の令和6（2024）年度までは、施設入所措置及び里親委託されている子ども数の伸び率（H25～H30年度平均）を乗じて算出しました。

○ 潜在的需要

近年の児童虐待通告件数の増加に伴い、一時保護児童数についても増加傾向にあるため、一時保護児童のうち、保護期間が2か月を超える子どもを、代替養育の潜在的需要としてとらえました。

これらの数値を用いて、国が指定する年齢区分（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）

ごとに、代替養育を必要とする子ども数を見込んだ結果と実績の比較は次のとおりです。（図表10）

■図表10：代替養育を必要とする子ども数の見込み（需要量）の推計と実績

<前期計画の推計>

年度		2018年 (H30年)	2019年 (H31年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)	2024年 (R6年)	2025年 (R7年)	2026年 (R8年)	2027年 (R9年)	2028年 (R10年)	2029年 (R11年)
児童人口（県所管 域）	0～2歳	60,691	60,142	58,997	57,852	56,707	55,562	54,417	53,971	53,525	53,079	52,633	52,189
	3～6歳	86,768	84,647	83,382	82,117	80,852	79,587	78,324	77,257	76,190	75,123	74,056	72,990
	7～19歳	323,515	319,321	315,681	312,041	308,401	304,761	301,119	296,917	292,715	288,513	284,311	280,110
	計	470,974	464,110	458,060	452,010	445,960	439,910	433,860	428,145	422,430	416,715	411,000	405,289
代替養育を必要とする 子ども数	0～2歳	109	109	109	108	107	107	106	105	104	104	103	102
	3～6歳	115	113	113	113	113	112	112	111	108	107	106	104
	7～19歳	506	505	505	505	505	505	505	499	492	484	478	470
	計	730	727	727	726	725	724	723	715	704	695	687	676
うち、施設入所・ 里親委託されて いる子ども数	0～2歳	103	103	102	101	99	98	97	96	95	95	94	93
	3～6歳	110	108	107	107	106	105	104	103	101	100	99	97
	7～19歳	488	486	484	482	481	479	477	471	464	457	451	444
	計	701	697	693	690	686	682	678	670	660	652	644	634
うち、2か月以上 一時保護されて いる子ども数	0～2歳	6	6	7	7	8	9	9	9	9	9	9	9
	3～6歳	5	5	6	6	7	7	8	8	7	7	7	7
	7～19歳	18	19	21	23	24	26	28	28	28	27	27	26
	計	29	30	34	36	39	42	45	45	44	43	43	42

※H30 は実績、H31 以降は推計

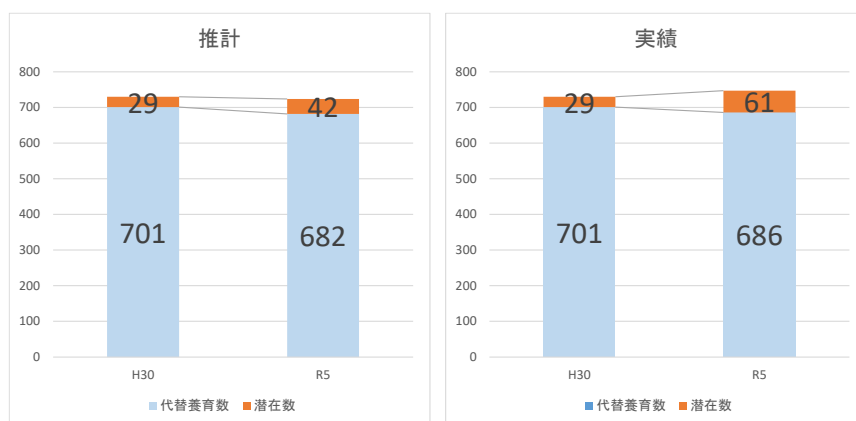
<令和5年度までの実績>

年度		2018年 (H30年)	2019年 (H31年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)	2024年 (R6年)	2025年 (R7年)	2026年 (R8年)	2027年 (R9年)	2028年 (R10年)	2029年 (R11年)
児童人口（県所管 域）	0～2歳	60,691	58,550	54,988	54,014	53,191	51,970						
	3～6歳	86,768	86,117	84,512	83,064	81,071	78,628						
	7～19歳	323,515	320,720	318,528	314,111	311,882	309,327						
	計	470,974	465,387	458,028	451,189	446,144	439,925						
代替養育を必要とする 子ども数	0～2歳	109	105	93	87	90	81						
	3～6歳	115	112	111	135	115	137						
	7～19歳	506	531	516	524	509	553						
	計	730	748	720	746	714	771						
うち、施設入所・ 里親委託されて いる子ども数	0～2歳	103	101	90	80	88	72						
	3～6歳	110	109	104	124	99	118						
	7～19歳	488	501	495	488	480	496						
	計	701	711	689	692	667	686						
うち、2か月以上 一時保護されて いる子ども数	0～2歳	6	4	3	7	2	6						
	3～6歳	5	3	7	11	16	16						
	7～19歳	18	30	21	36	29	39						
	計	29	37	31	54	47	61						

前期計画の推計と実績を比較すると、次のような状況です。

- ・令和5年度時点の児童人口は、推計の439,910人に対し、439,925人（推計と比較して+15人）と、ほぼ推計どおりとなっています。ただし、年齢区分ごとの内訳をみると、0～2歳は△3,592人、3～6歳は△959人、7～19歳が+4,566人と、6歳以下の減少分と7歳以上の増加分が打ち消し合っている状況です。
- ・代替養育を必要とする子ども数は、緩やかに減少する想定でしたが、実際には横ばいの状況です。特に、潜在数として各年度3月1日時点で2か月以上一時保護されている子ども数を見込んでいたにもかかわらず、2か月以上の一時保護の子どもは増えています。

＜ 2 か月以上の一時保護の子ども数の前期計画の推計と実績の差＞



このような状況を踏まえ、後期計画における代替養育を必要とする子ども数の見込み（需要量）を、次のように算出しました。

推計方法は、前期計画と同じく以下のとおりです。

$$\text{代替養育を必要とする子ども数の見込み} = \boxed{\text{子どもの人口 (推計・年齢区分ごと)}} \times \boxed{\text{代替養育が必要となる割合}} \left(\boxed{\text{潜在的 need を含む。}} \right)$$

○ 子どもの人口（推計・年齢区分ごと）

国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口（R5.3）」を用いて推計します。なお、年齢区分ごとの内訳は、「神奈川県年齢別人口統計調査結果（R6.1.1現在）」の比率を基に算出します。

社人研推計	県年齢別人口統計調査の比率	計画
0～4歳	0～2歳 57.86%	0～2歳
	3～4歳 42.14%	3～6歳
5～9歳	5～6歳 38.12%	
	7～9歳 61.88%	7～19歳
10～14歳	10～14歳	
15～19歳	15～19歳	

○ 代替養育が必要となる子どもの数

当該年度の児童人口に、前年度の代替養育を必要としている子ども数の割合（R6年度推計の場合、R6.3.1時点の施設入所措置・里親委託児童数が県所管の児童人口に占める割合）及び、施設入所措置及び里親委託されている子ども数の伸び率（H25～R5年度平均）を乗じて算出しました。なお、前期計画では、伸び率を乗じるのは前期のみとしていましたが、虐待受付件数の増加など、代替養育を必要とする子どもの増加傾向は継続しているため、後期計画においては伸び率を考慮します。

○ 潜在的 need

代替養育の潜在的 need としていた、一時保護児童のうち保護期間が2か月を超える子どもについては、潜在的 need に対応できる供給量を想定していたにもかかわらず、近年の一時保護数の増加及び一時保護期間の長期化に伴い、数が増えています。引き続き、当該年度の児童人口に、前

年度の潜在的需要数の割合（R6年度推計の場合、R6. 3. 1時点の潜在的需要数が県所管の児童人口に占める割合）及び、一時保護子ども数（実数、一時保護所＋委託）の伸び率（H25～R5年度平均）を乗じて算出します。

年度		2018年 (H30年)	2019年 (H31年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)	2024年 (R6年)	2025年 (R7年)	2026年 (R8年)	2027年 (R9年)	2028年 (R10年)	2029年 (R11年)
児童人口（県所管域）	0～2歳	60,691	58,550	54,988	54,014	53,191	51,970	50,725	49,479	49,395	49,311	49,226	49,142
	3～6歳	86,768	86,117	84,512	83,064	81,071	78,628	76,537	74,446	73,451	72,456	71,460	70,465
	7～19歳	323,515	320,720	318,528	314,111	311,882	309,327	306,543	303,759	298,516	293,273	288,031	282,788
	計	470,974	465,387	458,028	451,189	446,144	439,925	433,805	427,684	421,362	415,040	408,717	402,395
代替養育を必要とする子ども数	0～2歳	109	105	93	87	90	81	76	74	74	74	74	74
	3～6歳	115	112	111	135	115	137	132	130	130	130	130	130
	7～19歳	506	531	516	524	509	553	534	532	527	521	515	509
	計	730	748	720	746	714	771	742	736	731	725	719	713
うち、施設入所・里親委託されている子ども数	0～2歳	103	101	90	80	88	72	70	68	68	68	68	68
	3～6歳	110	109	104	124	99	118	115	112	111	110	109	108
	7～19歳	488	501	495	488	480	496	493	489	482	474	466	458
	計	701	711	689	692	667	686	678	669	661	652	643	634
うち、2か月以上一時保護されている子ども数	0～2歳	6	4	3	7	2	6	6	6	6	6	6	6
	3～6歳	5	3	7	11	16	16	17	18	19	20	21	22
	7～19歳	18	30	21	36	29	39	41	43	45	47	49	51
	計	29	37	31	54	47	61	64	67	70	73	76	79

県所管域の児童人口は減少が続き、平成30（2018）年度と比較すると、令和11（2029）年度には約6万8千人減少する見込みとなっています。しかし、代替養育を受けている子ども数及び潜在的需要数の児童人口に対する割合の伸び率を見込むと、児童人口の減少に比べ、代替養育を必要とする子ども数の減少は緩やかなものになると考えられます。

また、市町村のこども家庭センターを中心とした相談・支援や妊産婦支援等の予防的支援、親子関係再構築による家庭復帰や親族養育等への移行、養子縁組などの取組みを進めることで、代替養育を必要とする子ども数の減少が見込まれますが、支援体制の充実により適切な代替養育につなげられる子どもも見込まれることから、全体としては現在の傾向が継続すると考えられます。

（3）里親等の供給量

代替養育の受け皿は、里親・ファミリーホーム（以下、「里親等」という。）と乳児院・児童養護施設の大きく二つに分けられます。ここでは、これまでの取組状況から想定される里親等の供給量を推計します。なお、県ではファミリーホームを設置したのが令和6年4月1日であるため、現時点での推計にはファミリーホームを含めません。

ア 里親登録の増加数の見込み

＜里親登録数・自体数の推移＞各年度末時点、全里親種別の合計

	R1	R2	R3	R4	R5	平均
新規認定登録数	26	16	25	46	27	28.0
里親登録辞退数	11	4	9	11	19	10.8
年度末里親登録数	241	253	269	304	312	—
増減数	15	12	16	35	8	17.2

過去5年間の平均を見ると、新規の認定登録数が28.0世帯、登録自体数が10.8世帯で年17.2世

帯の増加となっています。今後も里親制度の広報啓発や、里親家庭でのショートステイの実施による市町村と連携した里親リクルートの取組み等が進むことも加味し、年間20世帯の増を見込みます。

＜里親登録数の見込み＞各年度末時点、全里親種別の合計、R6以降は推計

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
里親登録数	241	253	269	304	312	332	352	372	392	412	432

イ 里親の稼働率の見込み

過去5年間の稼働率（登録里親数に対する子どもの委託を受けている里親数の割合）を見ると、おおむね4割程度で推移しています。前期計画においては、取組みが進むにつれ稼働率も向上することを想定していましたが、こども家庭庁資料によると里親委託率の高い福岡市や新潟市でも稼働率は30%～40%台であり、本県も今後も40%台程度で推移する可能性が高いと想定されます。

	R1	R2	R3	R4	R5	
委託里親数	106	115	116	120	126	
里親登録数	241	253	269	304	312	
稼働率	44.0%	45.5%	43.1%	39.5%	40.4%	平均 42.5%

ウ 平均受託児童数の見込み

過去5年間の平均委託数（子どもの委託を受けている里親1世帯当たりの平均子ども数）を見ると、平均して1.14人となります。きょうだいケースなどを除き、積極的に複数委託を進めてはいないため、今後も同程度の平均委託数が想定されます。

	R1	R2	R3	R4	R5	
委託子ども数	118	130	137	138	145	
委託里親数	106	115	116	120	126	
平均委託数	1.11	1.13	1.18	1.15	1.15	平均 1.14 人

エ 委託児童数の見込み

ア～ウを元に、令和6年度以降、里親数が年20世帯ずつ増加すると想定し、令和11年度の稼働率45.5%（R2実績）、平均委託数1.14人として委託里親数と委託子ども数を算出し、R6～11で均等配分すると次のとおりとなります。

＜里親委託可能な子ども数の見込み＞

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
里親登録数	241	253	269	304	312	332	352	372	392	412	432
委託里親数	106	115	116	120	126	138	150	162	173	185	197
委託子ども数	118	130	137	138	145	157	171	185	197	211	225

(4) 乳児院・児童養護施設等の供給量

乳児院・児童養護施設の供給量については、今後、「家庭養育優先原則」を踏まえ里親等への委託を推進していきますが、取組みの途上においては、保護が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう、十分な受け皿を確保します。

なお、以下の実績及び推計は、各年度の暫定定員をベースにしています。

ア 乳児院の供給量の見込み

3歳未満の乳幼児については、里親等委託率の向上に最優先で取り組むこととしてきましたが、「4 前期計画の取組結果」に記載のとおり、本県における乳幼児の里親委託は予定どおり進捗していないところです。また、一時保護と措置を合わせ、乳児院が満床に近い状態が続いています。

今後、乳幼児の里親委託を進めていくことで、乳児院での養育が必要な子ども数は現在と比べて減少することが想定されますが、乳児院には、子ども自身や親子関係の評価などアセスメントのための入所（一時保護を含む）の役割や、子育て支援施策の充実に伴う子育て短期支援事業（ショートステイやトワイライトステイ）の役割が、今後ますます期待されることから、施設機能の拡充を考慮し、現時点では現在の供給量を引き続き維持する見込みです。（図表15）

■図表15：県所管乳児院の供給量

＜乳児院＞

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
乳児院	77	77	77	77	71	71	71	71	71	71	71

イ 児童養護施設の供給量の見込み

児童養護施設の供給量を推計するに当たっては、以下の二点を基本的な考え方とします。

① 県全域の需要に応じた供給量の確保

本県の特徴として、政令指定都市等と所管区域を超えて施設入所措置を行っており、本県所管施設に入所している子どもの3割弱は政令指定都市等の子どもとなっています。広域自治体として、県全体の需給バランスを考慮する必要があり、政令指定都市等の需要にも配慮した供給量の確保が求められます。

② 小規模かつ地域分散化の推進

家庭養育優先原則に基づき、小規模かつ地域分散化を進めることを前提に今後の児童養護施設の供給量を見込むことを基本的な考え方とします。しかしながら、小規模化・地域分散化を進めるためには、施設職員の人材確保と育成が必須であること、各施設の養育理念や特色によっては、子どもの特性によっては、一律に小規模化・地域分散化することが最良とはいえない場合がありうるなどから、各施設の事情や法人の意向も踏まえ、慎重に検討する必要があります。

以上を踏まえ、次のとおり県所管児童養護施設の供給量を推計することとします。（図表16）

■図表16：県所管児童養護施設の供給量

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童養護施設	845	832	807	782	764	748	里親委託が進まなかった場合でも必要数が確保できるよう施設・各市と調整中				
（うち県分）	560	571	558	553	560	563					

ウ 児童自立支援施設・児童心理治療施設

児童自立支援施設・児童心理治療施設については、いずれも里親等や児童養護施設では養育が困難とされる専門的な支援やケアを必要とする子どもの入所施設です。よって、里親等への委託の推進、乳児院・児童養護施設の小規模化・地域分散化が図られても、対象児童や入所ニーズに大きな変化はないと考えられることから、前期計画における供給見込量を維持することとします。（図表17）

■図表17：児童自立支援施設・児童心理治療施設の供給量

施設区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R11
児童自立支援施設	32	32	32	30	29	36	36
児童心理治療施設	42	36	34	31	39	42	42

（５）代替養育の需要量の充足状況

（１）～（４）を元に、令和6から11年度の代替養育の需要と供給についてまとめると次のようになります。

摘要	年齢区分	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
代替養育を必要とする子ども数	0～2歳	81	76	74	74	74	74	74
	3～6歳	137	132	130	130	130	130	130
	7～19歳	553	534	532	527	521	515	509
	計	771	742	736	731	725	719	713
供給量（里親＋施設）	全年齢	776						
里親養育子ども数	全年齢	145	157	171	185	197	211	225
施設定員（暫定、県分）	乳児院	71	71	71	71	71	71	71
	児童養護施設	560						
	計	631						

児童養護施設の供給量については、調整中です。小規模化・地域分散化を踏まえ定員減少を見込みますが、万一里親委託が進まなかった場合に子どもたちの行き場がなくなることがないように確保するため、供給量が需要量よりも多くなるように設定し、代替養育を必要とする子ども数や里親委託の実績を元に毎年度見直しを図ります。

（６）里親委託率の目標値との比較

前期計画においては、令和11年度の里親等委託率の目標値を、3歳未満75.0%、3歳以上の

就学前 75.0%、学童期以降 24.6%と設定しました。

前期計画の目標値を、(2)で推計した代替養育を必要とする子ども数に当てはめると次のようになります。

年齢区分	需要量	委託率	委託子ども数	委託里親数	平均委託人数
3歳未満	74	75.0%	56	56	1.00
就学前	130	75.0%	98	83	1.18
学童以降	509	24.6%	126	107	1.18
全体	713	40.0%	280	246	1.14

※3歳未満については複数委託を想定せず、全体として平均委託人数 1.14 人となるよう調整

また、令和5年度実績から、令和11年度に前期計画目標値を達成する場合の里親委託子ども数について、毎年度均等に増加するよう割り振ると次のようになります。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	11	20	9	11	9	17	25	33	40	48	56
就学前	46	39	48	46	44	53	62	71	80	89	98
学童以降	61	71	80	81	92	98	103	109	115	120	126
全体	118	130	137	138	145	168	190	213	235	257	280

なお、目標達成に必要な委託里親数は246世帯であり、(3)で推計した委託里親数225世帯との差を埋めるには、里親登録数及び稼働率の向上を図る必要があります。

＜委託里親数246世帯を確保するために必要な里親登録数と稼働率＞

里親登録数が(3)での見込数(432世帯)である場合：56.9%の稼働率が必要

稼働率が(3)での見込率(45.5%)である場合：541世帯の里親登録数が必要

後期計画では、(3)里親等の供給量で想定した里親委託数を確実に達成するとともに、前期計画目標値の達成に近づけるため、「7 具体的取組み」に掲げる取組みを推進していきます。

特に、未委託の里親の中には、正式な措置委託は受けていないものの、3日里親や緊急一時保護の活動を行っている里親も含まれます。

また、令和7年度以降、市町村と連携して里親家庭でのショートステイの取組みを進めます。

こうした里親の活動は、里親等委託率には反映されませんが、より多くの子どもに家庭的な環境を経験させることができたり、一時保護が必要な子どもの受け皿であるなど、貴重な資源の一つとなっているほか、里親が長期の委託を受ける前に養育経験を積むという意味でも非常に重要です。

本県では、単に里親等委託率を上げることだけにとらわれるのではなく、こうした様々な形で里親の活動をより充実させることも重視して取組みを進めていきます。

6 取り組みの方向（4つの柱）

社会的養育を
必要とする



子どもたちが安心して健やかに成長し、
生き生きと暮らすことができる神奈川



実現

（１）子どもの権利擁護の推進

子どもが自らの権利を理解し、主体的に表明した意見が尊重される仕組みをつくり、子どもの権利が守られるようにします。

（２）子どもと家庭を地域で支援する取り組みの推進

児童相談所・施設・市町村等関係機関が一体となって子どもや家庭を支援する体制を充実・強化します。

（３）家庭と同様の環境における養育の推進

「家庭養育（里親等）」と「家庭的な環境での養育（乳児院・児童養護施設等）」との協働により、子ども一人ひとりに合った養育環境を提供します。

（４）社会的養護経験者等の自立支援の推進

社会的養護経験者等の自立する力を育み、支える環境を整えます。

7 具体的な取組み

(1) 子どもの権利擁護の推進

子どもが自らの権利を理解し、主体的に表明した意見が尊重される仕組みをつくり、子どもの権利が守られるようにします。

ア 子どもの意思形成と意見表明のための支援

子ども自らが生活する場を決めるなど、子ども一人ひとりの支援方針を決定するに当たり、子ども本人の意向が尊重されるよう、子どもの年齢や理解度に応じて、家庭の状況や代替養育の場に係る情報等の提供及び支援の選択肢を提示し、自分に関する重要な決定に参加できるよう支援の充実を図ります。

また、子どもが自ら有する権利の内容について理解を促進するとともに、育ちの中で、自分の気持ちをしっかり伝えられる環境（人・場所・機会）を整えるとともに、自分の意見を自信を持って表明できる力を養うための機会を確保し、意見表明するための支援の充実を図ります。

●児童福祉施設の職員等を対象とした権利擁護研修の実施

- ・新採用職員、異動職員に対して年度当初の研修を実施し、その他の職員に対しても年1回以上の研修を実施します。
- ・実施に当たっては、子どもの権利を伝えることの重要性を職員に普及啓発するとともに、受講率や理解度を把握し、実施回数や実施時期、研修内容の見直しを図ります。

<関連する指標>

◆児童福祉施設の職員等を対象とした権利擁護研修の実施状況（資料編P. ●）

●子どもを対象とした権利擁護に関する啓発プログラムの実施

- ・一時保護及び措置・委託を行う子ども全員に対し、権利擁護の仕組み、職員の守秘義務、発した意見の扱われ方について啓発プログラムを実施します。
- ・措置／保護中の子どもに対しては権利ノートにより子どもの権利について年1回以上説明します。
- ・関係職員への研修の実施や、子ども側の受け止め結果を職員にフィードバックすることで、一時保護及び措置・委託に当たって子どもの権利を伝えることの重要性を職員に浸透させます。

<関連する指標>

◆子どもを対象とした権利擁護に関する啓発プログラムの実施状況（資料編P. ●）

◆子どもの権利・意見表明等支援事業に対する子どもの認知度・満足度等（資料編P. ●）

○子ども会議（仮称）の開催

- ・子どもたちがお互いに刺激し合って意見を形成し、行政に対して自分たちの意見を伝える場として、子ども会議（仮称）を開催します。また、会議で出された意見を県がどのように受け止めたのかを子どもたちにフィードバックします。

＜関連する指標＞

◇子ども会議（仮称）の開催状況（資料編 P. ●）

○子どもに係る記録の保存期間の延長

- ・当事者の「出自を知る権利」「刑事訴訟法の控訴期限の延長」を踏まえ、電子化した上で保存期間の延長を行います。

＜関連する指標＞

◇記録の保存期間（資料編 P. ●）

イ 子どもの意見を聴き、代弁する支援

施設や児童相談所の一時保護所では、子どもへのヒアリング、アンケートの実施、意見箱の設置などにより、子どもの声を聴く取組みを実施しています。しかし、施設等に入所している子どもたちは、自ら意見を発信しにくく、さらに、措置をしている児童相談所や生活の場である施設の職員には言いにくい場合もあります。

施設等で生活している子どもが、自分の意見を発信し、より良い生活の実現に生かせるよう、日常的に関わりのない第三者が子どもの意見を汲み取り代弁する仕組みをつくり、自ら声を上げることの難しい子どもが意見を表明し、尊重されるよう支援する「かながわ子どもの声センター」の取組みをさらに進めます。

また、子どもに関わる職員が、子どもの意見を傾聴し、的確に汲み取ることができるよう、子どもが意見表明することの必要性和意義に対する理解を深めます。

●子どもの意見表明等支援事業（かながわ子どもの声センターの取組み）の推進

子どもの支援に日常的に関わっていない学識者や弁護士などの第三者が、定期的に子どもの意見を聴き、必要に応じて子どもが表明した意見を関係者につなぎ、代弁することにより、子どもの声を個別の支援やより良い生活の実現に生かせるようにします。

また、対象となる子ども全員が利用可能となるよう、実績に基づき、訪問回数や意見表明等支援員の増を検討するとともに、アンケート等により子どもたちの制度への認知度や満足度を把握し、事業の改善を図ります。

＜関連する指標＞

◆意見表明等支援事業の実施状況（資料編 P. ●）

○援助方針づくりや自立支援計画づくりへの子ども自身の参画

- ・意見表明支援事業とも連携し、当事者の参画を基本とした体制作りを進めます。なお、直接

の会議等への参加が難しい場合には、子ども自身の希望を踏まえた形での参画ができるよう配慮します。

＜関連する指標＞

◇援援助方針づくりや自立支援計画づくりへの子ども自身の参画状況（資料編 P. 〇）

○子どもの人権相談室事業の強化

子ども専用の電話相談事業（人権・子どもホットライン）などを通じて、子どもの抱える問題の解決に向けた支援を進めます。

＜関連する指標＞

◇人権・子どもホットライン相談件数（資料編 P. 〇）

ウ 子どもの人権擁護に係る環境整備

児童相談所の意見等聴取措置や、意見表明等支援事業を実施してもなお子どもと児童相談所の意見が異なり、納得や理解が得られない場合には、児童福祉審議会権利擁護部会に子どもが申し立てられる体制を整えます。

また、本計画の策定や見直しに当たっては、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）が参画するとともに、子どもに対してヒアリングやアンケートによる意見聴取を行い、その内容を反映させることとします。

●児童福祉審議会権利擁護部会に対する申立ての体制整備

- ・児童福祉審議会権利擁護部会に対し子どもが意見を申し立てられる体制を整備します。また、また、申立てに当たっては、意見表明等支援員が支援するなど、子どもが意見しやすい環境を整えます。

＜関連する指標＞

◆児童福祉審議会権利擁護部会に対する申立ての状況（資料編 P. 〇）

●社会的養護施策への当事者意見の反映

- ・本計画改定に係るワーキンググループの構成員として、社会的養護経験者に参加していただくとともに、今後の計画の見直しに当たっても当事者を検討メンバーに加えることとします。
- ・権利擁護や意見表明等支援事業に係るアンケートと併せて社会的養護施策についても子どもの意見を聴くとともに、子ども会議（仮称）の場を活用して、施策に子どもたちの意見を反映します。

◆社会的養護施策への当事者意見反映状況（資料編 P. 〇）

エ 子どもへの虐待の禁止の徹底

子どもの権利擁護の強化を図るため、保護者や養育者による体罰は虐待であることや体罰によらない子育てについて、子どもや保護者等の理解を促進します。また、被措置児童等

虐待の禁止について、施設職員及び里親への徹底、施設入所児童等や関係機関への周知を行い、未然防止を図ります。

○体罰禁止及び体罰によらない子育てについての周知啓発

体罰禁止及び体罰によらない子育てを推進するため、保護者及び養育者が子どものしつけに際して体罰を加えてはならないことについて、広く県民に周知するとともに、子どもから保護者まで、それぞれの理解を促進するため、啓発資料を作成し、活用していきます。

また、被措置児童等虐待を防止するため、施設職員や里親への研修を強化します。

<関連する指標>

◇体罰防止普及啓発事業の取組み（資料編 P. ●）

柱2～柱4まで作成中

8 計画の進捗管理・評価

計画の進捗状況については、毎年度、以下の項目「4つの柱」に関する指標等により実態を把握し、里親委託等推進委員会及び社会的養護自立支援協議会において点検・評価を行い、神奈川県児童福祉審議会（施設里親部会・権利擁護部会）に報告するとともに、その結果を公表します。

また、前期及び後期の中間年（令和4（2022）年度、令和9（2027）年度）には、進捗状況の把握とともに、必要に応じて、代替養育を必要とする子ども数（需要量）や施設・里親等の数（供給量）の再推計点検・評価によって明らかになった課題等に対し、計画の見直し等を行います。

なお、進捗状況の点検・評価、計画の見直しに当たっては、子ども（社会的養育経験者を含む）の構成員としての参画や、アンケート・ヒアリングにより当事者等の意見を踏まえることとします。

—（評価項目）—

柱1：「子どもの権利擁護の推進」関係

- ◆ 児童福祉施設の職員を対象とした権利擁護研修の実施状況
- ◆ 子どものアドボカシー事業の実施状況

柱2：「子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進」関係

- ◆ 児童福祉司・児童心理司の配置数
- ◆ 児童相談所職員を対象とした研修の実施状況
- ◆ 一時保護の状況
- ◆ 市町村子ども家庭総合支援拠点設置状況

柱3：「家庭と同様の環境における養育の推進」関係

- ◆ 里親等委託率
- ◆ フォスターリング機関事業実績
- ◆ 新規里親登録数・登録里親数・委託里親数・委託子ども数
- ◆ 3日里親、緊急一時保護里親の活動実績
- ◆ 児童養護施設等の小規模化・地域分散化の状況
- ◆ 特別養子縁組に関する研修を受講した児童相談所職員数

柱4：「代替養育を経験した子どもの自立支援の推進」関係

- ◆ あすなろサポートステーションの事業実績
- ◆ 自立援助ホームの実施箇所数、利用状況

○前期計画

- ・~~新たな社会的養育体制の仕組みづくり~~
- ・~~里親登録・委託の推進方策の展開と施設の小規模化等、代替養育の供給体制再編成に向けた計画の推進（段階的準備期）~~

○後期計画

- ・~~新たな仕組みによる社会的養育の展開~~
- ・~~目標の見直しと最終目標達成に向けた供給体制再編成に向けた施策の展開（施策推進期）~~